

協 定 書

上富田町（以下「甲」という。）、〇〇〔農地等の貸付主体の名称〕（以下「乙」という。）及び△△〔法人の名称〕（以下「丙」という。）は、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条により農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）について丙が乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

（耕作又は養畜の事業の内容並びに農地等の所在及び面積）

第１条 丙は、次表の左欄に掲げる内容の耕作又は養畜の事業について、それぞれ、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け、又は受けることとなる同表の右欄に掲げる農地等において行うものとする。

耕作又は養畜の事業の内容	左の事業を行う農地等の所在及び面積

２ 丙は、本協定に定めるところによるほか、別途乙との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、乙から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている農地等（以下「貸付農地等」という。）のすべてについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

（地域の農業における法人の役割分担）

第２条 丙は、当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。

２ 丙は、貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めに遵守するものとする。

３ 丙は、前２項の役割を担うため、丙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する役員のうちの少なくとも１名をその任に当たらせるものとする。

（協定の実施の状況等についての報告に関する事項）

第３条 丙は、甲及び乙に対して、耕作又は養畜の事業に供した貸付農地等の面積、貸付農地等において行っている耕作又は養畜の事業の実施状況及び前条第３項の常時従事役員の氏名及び常時従事の状況について、甲が別途指定する様式に従い、毎事業年度の終了後３か月以内に報告するものとする。

２ 丙は、前２条及び前項のいずれかの定めに抵触し、又は抵触するおそれが生じることとなった場合は、速やかに乙にその旨連絡するものとする。

３ 乙は、丙から前項の連絡を受けた場合、甲の協力を得て丙の実行できない事情を調査し、甲と協議の上、その事情に応じた対応策を一定期間内に講じることを丙に指示するものとする。

（実地調査等）

第４条 乙は、甲の協力を得て、丙が貸付農地等において行う耕作又は養畜の事業の実施

状況を確認するため、必要に応じ実地の調査その他農業委員会からの聞取り等による調査を行うものとする。

- 2 乙は、前項の調査により丙が前3条（前条第3項を除く。）の定めに違反していると認めた場合は、前条第3項に準じて丙に対応策を指示するものとする。

（協定に違反した場合の措置）

第5条 丙が第3条第3項及び前条第2項の定めによる乙の指示に従わず、貸付農地等の全部若しくは一部について適正に耕作若しくは養畜の事業の用に供していない、又は丙が破産手続開始の決定を受けて解散する場合など、貸付農地等について、耕作又は養畜の事業の用に供することができなくなることが明らかであると認めた場合は、その全部又は一部についての賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。

- 2 乙は、前項により賃貸借又は使用貸借を解除するときは、甲と協議するものとする。

- 3 乙は、第1項の解除に当たっては、丙に解除の理由及び解除の日（引渡しの日）等を明らかにした書面で通知するとともに、その写しを甲及び農業委員会に送付するものとする。

（原状回復）

第6条 丙は、前条の定めによる賃貸借又は使用貸借に係る契約が解除された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を原状に回復して、乙に返還しなければならない。

（管轄裁判所）

第7条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義が生じた場合の決定等）

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

甲、乙及び丙は、本協定の締結の証として本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上それぞれその1通を保有する。

年 月 日

甲	名称	上富田町	
	所在地	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763 番地	
	代表者	上富田町長	⑨

乙	名称		
	所在地		
	代表者		⑨

丙	名称		
	所在地		
	代表者		⑨